

令和7年度観光拠点整備事業
(日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業)
実務手引書

文化庁参事官(文化拠点担当)付文化観光振興係

本補助金は国費によって支出されますので、補助事業に関係する方は本書を熟読の上、実施するようにしてください。特に文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)は、必ず確認してください。

本書の構成

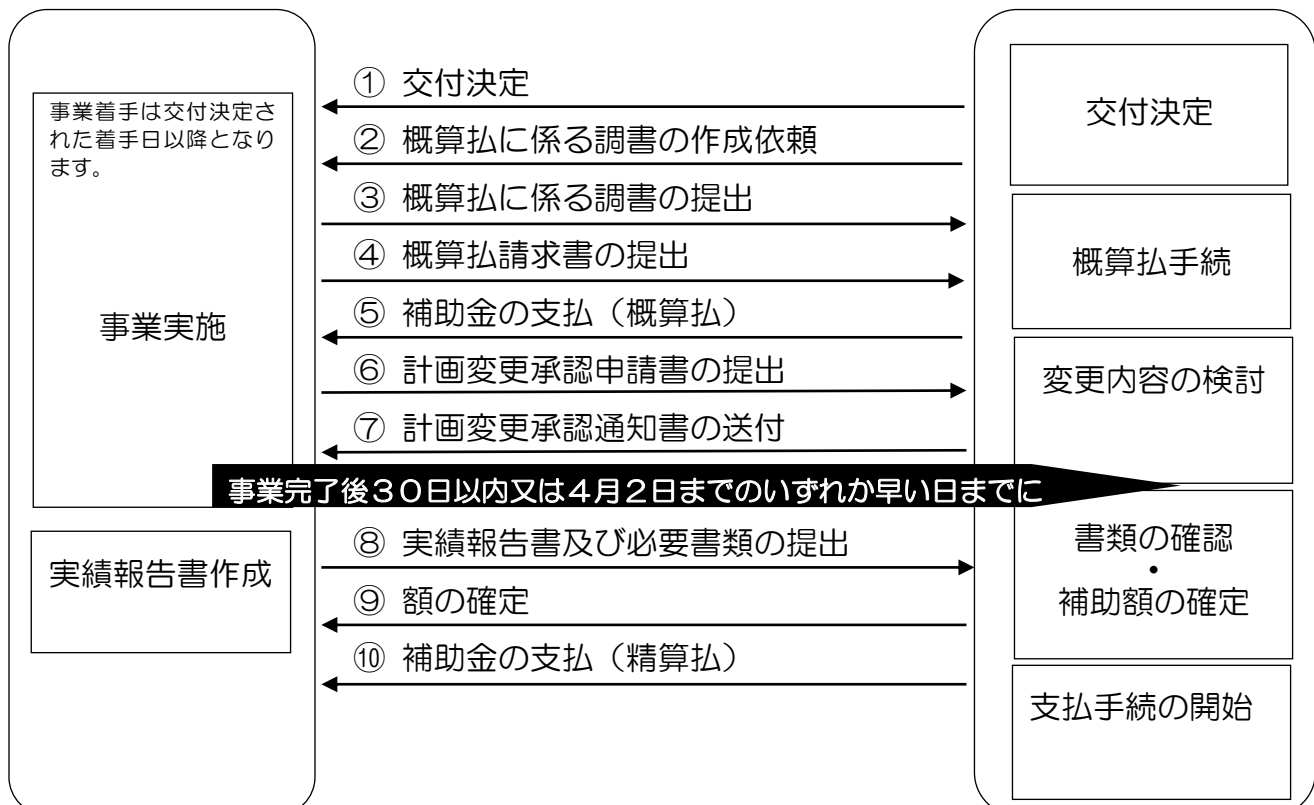
1. 手続の流れ……………p 1
2. 各手続の詳細について……………p 2
3. 実績報告書の作成方法について……………p 4
4. 補助の対象となる経費等について……………p 7
5. その他留意事項等……………p12
6. 適正な執行の確保……………p15
7. 参考資料
 - (1)文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)交付要綱……………p19
 - (2)観光拠点整備事業(日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業)国庫補助要項……………p24
 - (3)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律……………p31
 - (4)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄)……………p37
8. 実績報告書記入例・チェックシート……………p38

1. 手続きの流れ

交付決定後の手続の流れは①～⑩のとおりです。

補助事業者

文化庁



2. 各手続きの詳細について

文化庁に提出した書類は、その記載内容について問合せをすることがありますので、必ず写しを保管してください。

報告書類は、個人情報を除いて原則公開の対象となるほか、会計検査院の検査対象になります。

① 交付決定

交付申請書に基づき、文化庁が内容確認・審査を経て交付決定を行い、都道府県を通じ補助事業者へ交付決定通知書を送付します。

②・③ 概算払について

補助金の支払は、原則、事業完了を受けて提出された実績報告書の内容を精査し、額の確定を行った上で「精算払」として支払われます。ただし、補助事業の円滑な遂行のため、特に必要と認められる場合については、事業完了前に「概算払」を請求することが可能です。

概算払を希望される場合は、文化庁までご相談ください。

④・⑤ 補助金の支払（概算払）

関係各省との協議が終わり、概算払の実施について承認された補助事業者については、文化庁から、概算払協議の結果及び概算払に係る請求書の提出依頼等について御連絡します。なお、概算払は必要に応じた額が支払われます。（第4四半期のみの場合は協議できません。補助金が

支払われるまでは補助事業者が経費を立て替える必要があります。）国庫金振込用の口座に関する注意事項については次ページの⑩を御参照ください。

⑥ 計画変更承認申請書の提出（必要な場合）

交付決定後に、交付申請書に記載された事業の内容又は補助対象経費の総額や内訳を変更しようとするときは、変更前に計画変更承認申請書（交付要綱「様式第4」）を提出し、文化庁長官の承認を受ける必要があります。計画変更を行う必要が生じた場合、実施計画を策定した地方公共団体を通じて文化庁へ御相談の上、計画変更承認申請書を御提出ください。（やむを得ない理由により事業期間を変更する必要が生じた場合も、必ず事前にご連絡ください。）

ただし、計画変更が認められるのは、交付決定後に生じた補助事業者が責めを負わないやむを得ない事由による場合に限られます。

※文化庁の事前承認を得ずに計画の変更等が行われたと認められる場合は、交付決定の取消しを行う場合があります。

（抄）文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

（1）補助事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第4）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内で減額する場合はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

⑦ 計画変更承認通知書の送付

提出された変更内容について文化庁で内容確認・審査を行い、承認結果を通知します。（金額の変更を伴う計画変更の場合は、変更交付決定を行い、通知します。）

⑧ 実績報告書等の提出

事業完了後30日以内または4月2日までのいずれか早い日まで

補助事業者は事業終了後、実績報告書（様式第8）等を、実施計画を策定した地方公共団体へ提出してください。

地方公共団体は、計数等のチェックや領収書等の必要書類がそろっているかを確認し、事業完了後30日以内又は令和8年4月2日までのいずれか早い日までに、文化庁へ御提出ください。

また、整備計画を策定した地方公共団体は、整備報告書（様式1-2）を作成し、令和8年4月2日までに文化庁へ御提出ください。

期日までに実績報告書の提出がない場合、補助金の支払いができなくなることもありますので、締切は厳守願います。

※実績報告書等は、地方公共団体より文化庁にご提出いただいて結構ですが、提出書類については、各都道府県担当者とも共有するようにしてください。

⑨ 額の確定

実績報告書等を確認し、事業が適正に実施されたと認められる場合、文化庁は補助金額の確定を行い、額の確定通知書を送付します。

概算払を受けた事業については、額の確定により不用額を生じた場合、国から返還命令書及び納入告知書を送付しますので、速やかに国庫への返納をお願いします。納入告知書は、額の確定通知の発出から1週間～2週間程度で、財務省会計センターから直接補助事業者へ発送されます。

納入告知書に記載の期限までに返納されない場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第19条第2項に基づき、年利10.95%の延滞金が課されます。

⑩ 補助金の支払

文化庁から指定口座に補助金を振り込みますので、本補助金専用の口座を開設してください。

口座の開設に当たっては、利子の発生しない決済用普通預金等の口座を利用してください。（適切な執行のため、可能な限り本補助金専用の口座としてください。）既存の口座を利用する場合も、決済用普通預金に変更するようにしてください。

決済用普通預金等の口座を利用せず、補助金にかかる利子が発生した場合、当該補助事業の経費に充てるよう措置し、実績報告書に記載しなければなりません（文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱第6条（8））。事業完了後に利子の発生が判明した場合は、国庫への返還を求めることになります。

※例年、決済用普通預金等の口座を使用していない団体において、発生した預金利子を補助事業経費に充てていないため、返還手続きが発生している事例が多く見受けられることから、利子の有無は必ず確認してください。

⑪ その他

補助事業実施期間中、事業の遂行及び支出状況について、状況報告書の提出を求める場合があります。

※ 補助事業の遂行等に当たり不正等が明らかになったときは、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき交付決定の全部又は一部を取消し、かつ既に支払われた補助金についても返還させることができることとなっていますので御留意願います。

3. 実績報告書の作成方法について

実績報告書は、必ず令和7年度版の様式で提出してください。様式は文化庁HPからダウンロードできます。

(文化庁HP該当箇所URL)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/bunkaisan_kyoten/94039801.html

◆事業の実績報告に必要な書類

1. 観光拠点整備報告書
2. 担当者連絡先
3. 事業報告書
4. 収支精算書（収入の部、支出の部）
5. 支出内訳明細書
6. 交付決定通知書の写し

※計画変更を行った場合は、交付決定変更通知書の写しも添付すること。

7. 実施計画策定地方公共団体が作成する「基準表」

8. 証ひょう類の写し（様式任意）

※証ひょう類の写しは、【仕様書⇒見積書⇒契約書⇒納品書⇒検査調書⇒請求書⇒領収書⇒銀行振込控】の順番としてください。詳しくは、(2)の⑫のとおり。

※領収書は「宛名」「但し書き」「領収印」「領収日付」が記載されたものであること。

※支払い前の経費の場合は請求書または検査調書等、検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができるもので可。ただし、後日領収書等を追加提出すること。

※領収書等は領収書添付台紙又はA4用紙に貼付の上、書類番号を付番すること。

※発注金額が10万円以上（税込）の場合は、見積書も添付すること。（100万円（税込）

以上の場合は複数者から徴取した見積書を添付。）

※役務費、委託費、請負費等で100万円（税込）以上の場合は仕様書を添付

※必要に応じて契約書等の写しも提出を求める場合があります。

9. その他参考となる書類

※賃金の場合は、勤務表等（勤務日及び勤務時間等を確認できるもの）

※検討会議出席謝金の場合は議事メモ等（日時、場所、出席者、議事等を確認できるもの）

10. 出納簿、通帳の写し

11. 事業の成果物（パンフレット、チラシ、ポスター、DVD等）

12. 新聞評等（掲載紙、年月日、記者（執筆者）を記載、A4サイズ）（任意）

13. 協議会の規約及び名簿（交付申請時から変更がある場合に添付）

14. 採択条件（個別事項）への対応について（交付申請時に作成済みのもの）

※申請時に記載した対応方針に対する結果を具体的に記載し、実績報告書へ反映させてください。

15. 実績報告書チェックシート

16. 令和7年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）請求書

◆提出に当たっては、上記の順番のとおり並べてください。

◆エクセルデータ及び一括PDFデータで提出ください。

（エクセル等のデータで作成したものは、紙をスキャンしたものではなく、データをエクスポートしたもので提出してください。）

<注意事項>

(1) 様式の作成方法について

① 実績報告書の記載方法は「8. 実績報告書記入例」を御参照ください。

② 上記1.～5.については、領収書等の事業の実施を証明する証ひょう類に基づいて作成してください。

- ③ 上記「3. 収支精算書（収入の部）」について、公演のチケット代や受講料等の自己収入（概算払に伴う利息を含む。）がある場合は、必ず記載してください。
- ④ 上記「4. 支出内訳明細書」の事業区分は、「3. 収支精算書（支出の部）」の事業区分と同じ順番になるように作成してください。
- ⑤ 実績報告書の作成に当たっては、補助対象とならない経費について特に注意してください。（4.（2）「補助対象とならない経費、単価上限等」参照）

（2）証ひょう類の準備について

- ① 領収書の「宛名」「但し書き」「領収印」「領収書日付」は必須記載事項です。（旅費の場合は、経路も明記すること。）どの団体の、何に係る領収書なのかははっきりわかるようにしてください。また、写しの文字が薄いものや必要事項が記載されていない領収書は認められません。場合によっては補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ② 交付決定を受けた団体が補助事業者となり、その団体から支出を行った経費のみ実績報告書に記載することができます。例えば、協議会等で申請している場合は、協議会等が支出し、実行委員会名の証ひょう類を整えてください。なお、構成団体宛ての領収書・請求書も補助事業に係る証ひょう類として認められますが、その場合はその団体が協議会等の構成団体であることが証明できる書類（組織図等）を必ず添付してください。
- ③ 領収書・請求書・受領簿等の証ひょう類は、必ず領収書添付台紙又はA4用紙に貼り付けてください。複数ある場合は、領収書番号を振り、上記「4. 支出内訳明細書」の記載と同じ順番で並べてください。
- ④ 給与については、勤務表（勤務日及び勤務時間等を確認できるもの）を提出してください。
- ⑤ 講師等の謝金については、実施録（日時、場所、出席者、会議の内容等が確認できるもの）等を提出してください。
- ⑥ 個人の謝金・旅費等の領収書については、氏名、支払額、事業日、支払日、支払内容を記した一覧に押印する受領簿でも可とします。
- ⑦ 出演料、旅費、謝金等において、団体の代表が一括して受領し、その後分配している場合でも、団体の代表のみの受領印ではなく、分配後の各人からそれぞれ受領印（金額も明記してあるもの）をもらってください。
- ⑧ 発注金額が税込み10万円以上の場合、見積書を徴してください。
- ⑨ 発注金額が100万円以上（税込）の場合、複数者から見積書を徴してください。複数者から見積書を徴することができない場合は、理由書（任意様式）へ理由を詳細に記載し、添付してください。所在の地方公共団体の条例等の基準に照らして認められる理由に限り認められます。
- ⑩ 作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算等の内訳が分かる資料を添付してください。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本事業の単価基準を適用してください。
- ⑪ 文化庁へは、実績報告書の原本に証ひょう類の写しを添えて提出してください（1部）。領収書等証ひょう類の原本は、実績報告書の写しと一緒に、補助事業者が保管してください。

請求書を証ひょう類とした場合は、支払後に必ず領収書の写しを提出してください。

- ⑫ 「8. 証ひょう類の写し（様式任意）」は「4. 支出内訳明細書」の事業区分と同じ順番にしてください。なお、各事業における証ひょう類等の写しの順番は、

【（仕様書）⇒見積書⇒（契約書）⇒納品書⇒（検査調書請求書）⇒請求書⇒（領収書）⇒銀行振込控】としてください。

4. 収支内訳明細書 ① ○○○事業 **、*** 円 ② □□□事業 **、*** 円 	① ○○○事業 ・仕様書 ・見積書 ・契約書 ・納品書 ・検査調書 ・請求書 ・領収書 ・銀行振込控 等	② □□□事業 ・仕様書 ・見積書 ・契約書 ・納品書 ・検査調書 ・請求書 ・領収書 ・銀行振込控 等
--	---	---

（3）その他注意事項

- ① 帳簿、領収書、請求書、受領簿等により支払等が証明されない経費は計上できませんので御注意ください。
- ② 事業実施に当たり、内容が補助対象経費に当たるか判断がつかない場合は、実施計画を策定した地方公共団体若しくは文化庁にお問い合わせください。
- ③ 計画変更を行っている場合は、計画変更承認通知書を添付してください。（金額の変更を伴う計画変更の場合は、変更交付決定通知書も併せて添付してください。）
- ④ 実績報告に際し、文化庁の事前承認を得ずに計画の変更等が行われたと認められる場合は、交付決定の取消しを行う場合があります。
- ⑤ 書類の改ざんや虚偽の報告等が判明した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に基づき交付決定を取り消した上で、同法第18条に基づき年利10.95%の加算金を付して補助金を国庫に返還していただきます。

4. 補助の対象となる経費等について

事業が完了し、額の確定を行う際は、実績報告書及び各証ひょう類等によって事業が適正に実施されているか精査します。

補助対象経費及び補助対象外経費について、別表1、2に掲載していますので、改めて確認をお願いします。

交付決定した経費でも、補助対象外経費に当たる経費については、補助の対象とすることはできませんので御注意ください。

(1) 補助対象となる経費

＜別表1＞補助対象となる経費

名 称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
観 光 拠 点 整 備 事 業	(ア)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本 工 事 費	給 与 報 酬 職員手当等	時 間 外 手 当	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 連絡旅費等 指導監督旅費 会計年度任用職員を含む 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 機械器具の修繕料 運搬料 本工事の全部又は一部を委託する経費 工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料 本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費 わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了後、売却い等の処分をすること)
				期 末 手 当	
				通 勤 手 当	
				退 職 手 当	
				〇 〇 手 当	
			共 済 費	社 会 保 険 料	
				〇 〇 保 険 料	
			旅 費	普 通 旅 費	
				特 別 旅 費	
			需 用 費	費 用 弁 償	
				消 耗 品 費	
				印刷製本費	
				光 熱 水 料	
				燃 料 費	
				修 繕 料	
			役 務 費	〇 〇 費	
				保 管 料	
				火災保険料	
				通信運搬費	
				手 数 料	
				〇 〇 費	
			委 託 費	〇〇測量委託	
				〇〇調査委託	
				〇〇試験委託	
				〇〇委託費	
			使用料及び賃借料	借料及び損料	
〇 〇 損 料					
工事請負費	請 負 費				
	工 事 材 料 費				
原 材 料 費	加工材料費				
	木 材 費				
	石 材 費				
	金属資材費				
	〇 〇 費				
	雑 資 材 費				
備品購入費					

		共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費	給 与 報 酬 職員手当等		本工事費に準ずる 本工事費に準ずる
				時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当 社 会 保 険 料 〇 〇 保 険 料 費 用 弁 償	
			共 済 費		
			旅 費		危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む
(イ) 設計料及び監理料等	委 託 費	委 託 費	委 託 費	設 計 料 監 理 料 翻 訳 ・ 監 修 料	
	技術指導料	報 償 費	報 償 費	技術指導謝金	文化庁の承認基準を満たす者による技 術的指導に係る経費
		旅 費	旅 費	〇 〇 謝 金 普 通 旅 費	原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費
(ウ) 滞在コンテンツ整備及び 広報、宣伝等	事 業 費	給 与 報 酬 職員手当等	給 与 報 酬 職員手当等	時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当	
		共 済 費	共 済 費	社 会 保 険 料 〇 〇 保 険 料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
		報 償 費	報 償 費	講 師 等 謝 金 原 稿 執 筆 謝 金 会 議 出 席 謝 金 出 演 料 〇 〇 謝 金	
		旅 費	旅 費	普 通 旅 費 費 用 弁 償	会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む
		使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	会 場 借 料 自 動 車 等 借 上 料 〇 〇 借 料 〇 〇 損 料	
		役 務 費	役 務 費	通 信 運 搬 費 現 像 焼 付 料	振込手数料等

				振込手数料	
			委 託 費	〇〇委託費	
			請 負 費	請負費	
			備品購入費	備品購入費	
			原 材 料 費	〇〇費	
			需 用 費	消耗品費	
				印刷製本費	

(2) 補助対象とならない経費、単価上限等

＜別表２＞各費目における単価上限、補助対象外経費等

- ・ 1 回当たりの支払額が 35,000 円（税込）以上となる場合、銀行振り込みとすること。
- ・ 発注金額が 10 万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。
- ・ 発注金額が 100 万円（税込み）以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。
契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。
- ・ 複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を詳細に添付すること（様式任意）。

費目	細分	注意事項	上限金額（税込）
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,480円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分等は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	2 時間以上の場合 14,200円/日 2 時間未満の場合 7,100円/時
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は適用外	11,510円/時
	調査	専門家による現地調査。専門家以外による現地調査は賃金単価を適用。（※調査謝金は世界文化遺産のみ対象）	6,000円/時
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授、解説（現地解説を含む）等	6,000円/時
	原稿執筆	日本語 400 字（A4 用紙 1 枚）程度	2,040円/枚
		外国語 200 ワード（A4 用紙 1 枚）程度	5,100円/枚
	翻訳	和文英訳 200 ワード（A4 用紙 1 枚）程度	6,460円/枚
		英文和訳 400 字（A4 用紙 1 枚）程度	4,400円/枚
		その他和訳 400 字（A4 用紙 1 枚）程度	4,650円/枚
	※上記以外の謝金単価については団体の内部規定によるなど算出根拠となる書類を提出すること。		
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額 飛行機を利用した場合、搭乗証明書及び領収書を添付すること。	—
		・ 行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費（バスの借り上げ）等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきもの ・ 実行委員会内の事務会合に係る交通費	左記は全て 全額補助対象外

		特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代	
	宿泊費	真に必要な場合のみ（食事代（バック料金の場合は相当額）は補助対象外）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）に準ずること
	日当	日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外
使用料及び借料			
役務費		・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。（見積書にも内訳を記載すること。）	—
委託費			
工事請負費			
備品購入費		・パソコンやカメラ等、汎用性のある物品	左記は全て全額補助対象外
		・税抜50万円以上の財産を取得した場合、財産取得管理台帳への記載すること。	—
需用費		・1点10万円（税込）以上の高額物品 ・参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等、） ・個人が所有することとなる物品（鉢巻き、晒し、足袋等） ・参加者が実費負担すべき消耗品（材料費等） ・金券の購入（報償費として支給する場合も含む）	左記は全て全額補助対象外
原材料費		・参加者が実費負担すべき消耗品（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費等）	左記は全て全額補助対象外
その他の補助対象外経費等	全事項共通	事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て全額補助対象外
		外部委託のみの事業等、実行委員会等に主体性が認められない事業	
		<u>協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外（ただし旅費は除く。）</u>	
	共済費	社会保険料は本事業のために雇用された職員の事業者負担分のみ。その他の保険料は危険な作業を行う等、特に必要な場合のみ対象。	—
	食糧費	食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等も全て）	
	不動産関係費	建物の建設費、不動産購入費、不動産賃貸費	
	祭等の運営費	祭行事、レセプション（表彰式、懇親会、祝賀会等）の運営経費、大会参加費	

団体が 当然負 担すべ き経費	協議会等及びその構成団体の維持管理経費（家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・サーバー維持管理費、 建物等の維持管理経費 等）、 クリーニング代、収入印紙代 、印鑑類、構成団体への振込に係る振込手数料等
受益者 負担と すべき 経費	参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代、 <u>ワークショップ等の原材料費等</u> ）
地域色 の薄い 取組	その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費
実績報 告書提 出に係 る経費	本事業の実績報告に係る印刷製本費、通信費、旅費等
補助期 間外の 支出	補助対象期間外（交付決定された着手日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費（ <u>補助対象期間外に発生した振込手数料は補助対象外となるので注意すること</u> ）
その他	・ポイントによる支払いを行った場合の当該ポイント分の経費

※経費の性質が上記と同義のものは、同様の取扱いとなります。

※下線部分は特に誤りの多い箇所です。十分御注意の上、事業を実施してください。

5. その他留意事項等

(1) 書類の保管及び事業実態調査について

採択され補助を受けた事業については、当該活動の完了日が属する年度の終了後5年間（令和12年3月末まで）、補助に係る書類（交付申請書等）、収入・支出に関する帳簿やその支出を証する書類及び関係書類を整理し、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院や文化庁による事業実態調査の対象になります。

(2) 補助金により取得した物品の管理について

補助金により取得した物品の所有権は補助事業者（協議会）に帰属しますが、国費で購入したものであることを十分に踏まえ、補助事業者において適切な管理を行ってください。

物品の売却やまだ使用できる物品の廃棄・紛失・譲渡や、個人の所有物とするなどの行為は認められません。

(3) 補助事業者名等の変更について

補助事業者である協議会等の名称、代表者等が変更になった場合は、HPから「変更届（様式A）」をダウンロードし、作成の上、文化庁まで報告してください。

(4) 著作権の取扱いについて

- ① 補助金により作成した成果物（ガイドブックや報告書、記録映像等）の著作権は補助事業者_に帰属しますが、上述のとおり国費で作成したものであることを踏まえた取扱いをお願いします。

無償で行う成果物の頒布や提供、貸出しは補助事業者の判断で行って構いませんが、販売等利益目的での頒布等は認められません。場合によっては、補助金返還の対象となりますので御注意ください。なお、頒布先等の相手方に印刷費等の実費負担を求めることは構いません。

- ② 提出された成果物における画像等について、本事業の広報や募集等に関するウェブサイトに掲載する場合や、文部科学省及び文化庁が開催する会議等で本事業の紹介の資料として使用場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 補助金関係法令の適用について

本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。

(6) 不正受給等に伴う応募制限について

観光拠点整備事業において補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

(7) 印刷物への事業名称の記載について

採択された事業に関する印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、報告書等）については、可能な限り文化庁のシンボルマークと補助事業名称を、日本遺産認定地域の場合は、文化庁のシンボルマークと日本遺産ロゴマーク、補助事業名称を併記し、掲載してください。

<表示例>

○良い例



本事業は令和7年度文化庁文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）の補助を受けて実施しています。



令和7年度文化庁文化資源活用事業費補助金
（観光拠点整備事業）

×悪い例



文化庁シンボルマークの単独使用



配色の改変や、縦横比の変更など

※スペースが足りない場合は、「令和7年度文化庁文化資源活用事業費補助金」のみの掲載でも可

※シンボルマークには必ず補助金名を併記し、単独で掲載することは避けてください。

※シンボルマークは、文化庁ホームページのシンボルマークについて

(<https://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/>) からダウンロードできます。

※日本遺産ロゴマークは、以下のいずれか1つを掲載。すでに各協議会等に配布しております。



(8) 本事業に係る連絡先

文化庁参事官（文化拠点担当）付

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話番号 03-5253-4111

○活用環境整備事業（日本遺産）・構成文化財魅力向上事業（日本遺産）

文化庁参事官（文化拠点担当）付文化観光振興係（日本遺産担当） 内線：4909

文化庁文化資源活用課

電話番号 075-451-4111

○活用環境整備事業（世界文化遺産）

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界文化遺産企画係 内線：4762

○活用環境整備事業（ユネスコ無形文化遺産）

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室無形文化遺産係 内線：2868

6. 適正な執行の確保

採択後の補助事業の実施に当たっては、補助事業実施期間中・実施終了後を問わず、本募集案内に記載の内容のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）（以下「適正化法等」という。）が厳格に適用されます。

現に、過去に実施した事業において、数年後に適正化法等に違反している事態が発覚し、適正化法等に基づき、年利10.95%の加算金を付した上で補助金相当額を返還させる事態となった例があるほか、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を適用し、5年間の応募制限を付した例があります。

補助事業者にはより一層の補助金の適切な執行が求められていることから、次の内容をあらかじめ十分認識した上で、事業を実施してください。

文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業の適切な執行について）

平成28年の会計検査院による実地検査において、複数の補助事業者で①補助の対象とならない経費等が補助対象経費に含まれていたため、補助金が過大に交付されていたり、②補助事業に係る会計経理が適正に行われたのか確認できないものとなっていたり、③補助事業を実施するための契約事務が適切に行われていなかったりしているなどの事態が見受けられたことを受け、補助事業の遂行に当たっての経理処理等のうち、特に留意すべき点を下記のとおりまとめています。

記

- 1 補助の対象となる経費とならない経費について、今一度本手引書及び募集案内を確認の上、適切な処理を行うこと。特に次の内容に留意すること。
 - （1）補助事業期間外の行為は補助対象とならないこと。
 - （2）賃金、報償費、宿泊費については、募集案内に記載された単価上限を超えて支払った額は補助対象とならないこと。例えば、同日に複数回の講演を依頼した場合でも、講演謝金の日額上限である35,000円を超えて支払った額は補助対象とならないので注意すること。
 - （3）実行委員会等及び構成団体又はその構成員等に対して賃金・報償費等を支払ったり、その他の発注を行ったりすることは、補助の対象とならないこと（内部支出の禁止）。
- 2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。帳簿の様式は原則として別紙帳簿様式のとおりとする。ただし、別紙帳簿様式と同等に必要な情報が過不足なく明らかにされているものであれば、補助事業者において定め又は使用しているもので差し支えない。
なお、帳簿は実行委員会のみならず、各構成団体においても作成の必要があることに留意すること。
- 3 使用料及び借料、役務費、委託費、請負費その他の経費の執行に当たっては、所在の市区町村の契約規則等に準拠した手続を執ることとし、見積書の徴取、複数者からの見積書の徴取、契約書の取り交わし、請書の徴収を徹底すること。
見積書の徴取、契約書の作成等の基準については、実施計画策定地方公共団体が（別紙様式）基準表を記入の上、補助事業者に送付し、補助事業者はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。

なお、複数者からの見積書の徴取に当たっては、必ず実行委員会又は構成団体自らが直接徴取すること。

- 4 会計書類は、上記2の帳簿及び補助事業に係る金融機関の通帳のほか、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。ただし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、請求書等及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。

上記会計書類は帳簿に記載された順番に整理し、帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

※これらに類する書類とは、会計伝票に代わるものとして地方公共団体の定めに準拠した支出決定決議書等をいう。

- 5 補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続は、実行委員会又は構成団体が自ら実施し、実行委員会は、構成団体が実施した事業も含め、その状況について把握しておくこと。

補助事業の事務の一部を実行委員会等以外の者に委任する場合は、必ず委任契約に基づくこととし、上記2～4の措置を遵守させること。なお、その場合でも、実行委員会は、補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続の状況について把握しておくこと。

- 6 事業完了後の実績報告書の作成に当たっては、留意すべき点について再度確認するなど万全を期すこと。

なお、実績報告書提出時には、「実績報告書必要書類等チェックシート」を併せて提出すること。

- 7 実績報告書提出の際は、証ひょう書類として見積書、領収書のほか、補助事業に係る金融機関の通帳、及び上記2の帳簿の写しを提出すること。ただし、文化庁における審査・確認の過程において、上記4の会計書類の全ての提出を求める場合があるので留意すること。

【解説】補助事業の期間と対象範囲

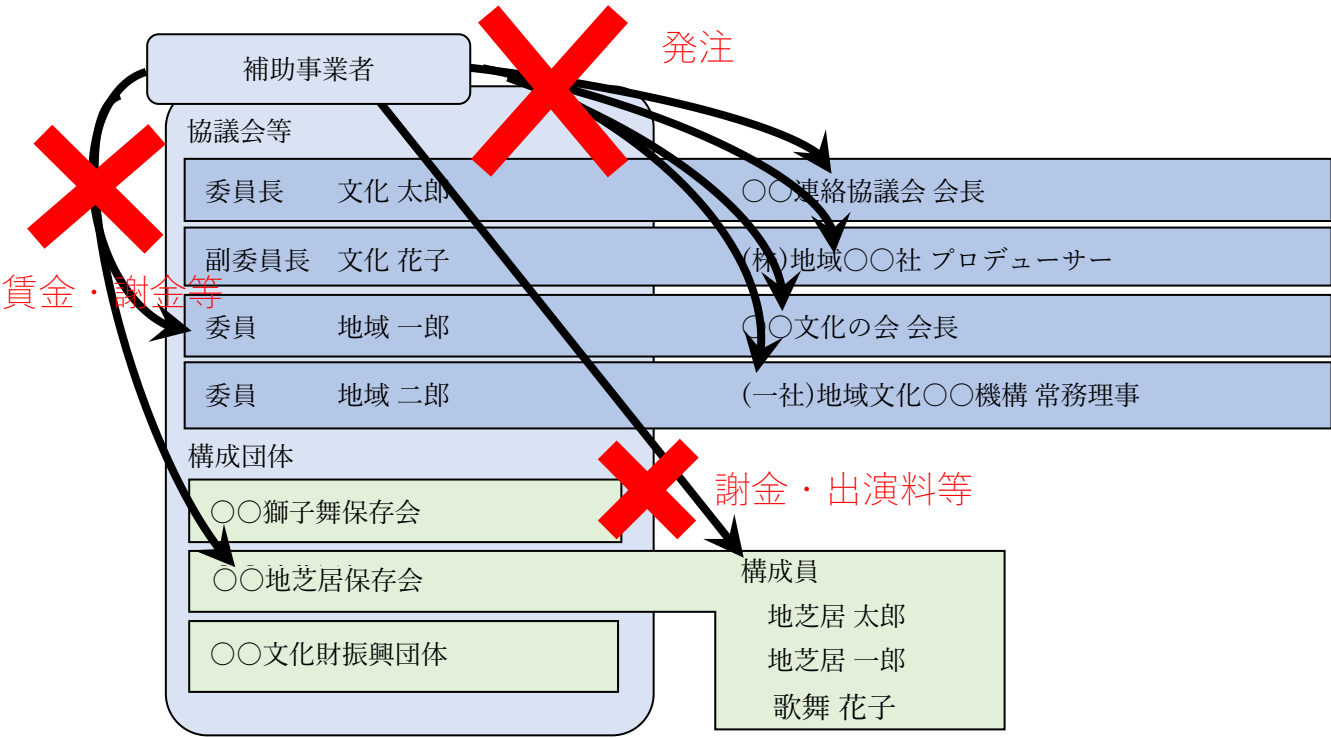
		← 補助事業期間 →						
×	見積	発注	納品	検収 ^{※1}	請求	支払		
○	見積	発注	納品	検収	請求	支払		
○	見積	発注	納品	検収	請求	支払		
△ ^{※2}		見積	発注	納品	検収	請求		支払
×		見積	契約	納品		検収…		
×		見積	契約					納品…

※1 検収とは、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認する行為を指す。
検収に当たっては、発注した者とは別の者が検収を行うよう留意してください。

【解説】内部支出の禁止

※2 支払が未済であっても、補助事業期間内に検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合がある。

協議会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する賃金・報酬費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない。



【別紙帳簿様式】

令和〇〇年度帳簿（出納簿）

〇〇協議会

	月	日	摘 要	証ひょう 番号	通帳 番号	収入金額	支払金額	差引残額
1	4	1	平成〇〇年度〇〇市負担金	入 1	1	1, 000, 000		1, 000, 000
2	4	25	〇〇工業（株）協賛金	入 2	2	300, 000		1, 300, 000
3	4	30	〇〇フェスティバル告知チラシ印刷（〇〇印刷（株））	出 1	3		75, 600	1, 224, 400

※実行委員会だけでなく、構成団体においても帳簿（出納簿）を整備する必要があるので留意すること。

【別紙様式（基準表）】

■〇〇〇〇市契約規則等の定めに基づく基準表

	基 準 額
見 積 書 の 徴 取	万円以上
複数見積書の徴取	万円以上
契 約 書 の 作 成	万円以上
請 書 の 徴 取	万円以上

※実施計画策定地方公共団体の経理部局担当者が記入の上、協議会等に伝達し、協議会等はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。※協議会等は、実績報告書提出時に、証ひょう書類の冒頭に添付すること。

文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）の適切な執行について

平成２９年度文化遺産総合活用推進事業の実績報告において、①不適切な会計経理を伴う虚偽申請及び虚偽報告が行われていたことが判明したほか、②同一補助事業者について、過去５年間に遡って調査を行った結果、一部事業において、不適切な会計経理及び事業が行われていたことが確認されたため、下記のとおり、取扱いを徹底することとしました。

記

- 1 １回当たりの支払額が３５、０００円（税込み）以上となる場合、銀行振り込みとすること。
（３５、０００円（税込み）未満の支払いであっても、銀行振り込みとすることが望ましい。）
- 2 銀行口座については、本補助事業専用の口座を開設し、当該口座において、補助事業に係る支出及び収入を管理すること。（３５、０００円（税込み）未満の支払いを現金で行う場合も、具体的な支払日や支払額、支出先等は帳簿等で確認できるようにすること。）なお、補助事業に係る支出及び収入のある各構成団体においても、口座を作成して管理を行うことが必要である。
- 3 発注した業務については、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認するため、発注した者とは別の者が検収を行うこと。

7. 参考資料

文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱

平成31年4月1日
文化庁長官決定
令和3年4月1日
令和6年7月11日
令和7年6月5日
改正

（通則）

第1条 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件（平成12年4月3日文部省告示第57号。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うことになった件（平成12年文部科学省告示第58号。）、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。）並びに平成12年文部省告示第57号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件（平成27年文部科学省告示第131号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、外国人観光客が見込まれる地域で、文化財を活用した魅力向上につながる一体的な改修・整備等を行うことにより、観光拠点としての磨き上げを図ることを目的とする。

（交付の対象となる事業の種類、経費等）

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及び補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

補助事業の種類	補助事業者
（1）高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業 （2）日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業	所有者又は管理団体等 ・ 地方公共団体又は日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財又は世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等 ・ 日本遺産又は日本遺産の候補地域の構成文化財の所有者若しくは管理団体等 なお、日本遺産の候補地域は新規認定から3年間の地域に限る

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官（以下「長官」という。）が定める補助要項によるものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者へ送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 補助事業者が第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る交付決定内容通知書（様式第3）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第2）を送付するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

（1）補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第4）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内で減額する場合はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

（2）長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、補助事業者が第3条第1項(1)の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に、補助事業者がそれ以外の者である場合にあっては長官に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。
- (8) 補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を概算払いした場合の預金利子等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (補助事業者が地方公共団体以外の場合)
- (11) 補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定(第9条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項及び第12条第1項において同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した取下げ書(様式第5)を長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第6)を補助事業者に送付するものとする。

2 補助事業者が第3条第1項(1)の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る変更交付決定内容通知書(様式第7)を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定変更通知書(様式第6)を送付するものとする。

（実績報告書）

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業者が第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に、補助事業者がその他の者にあっては長官に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第8）により当該補助事業の成果を報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第11条 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者が第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者で都道府県以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書（様式第10）に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。
- 4 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付等）

- 第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払を交付することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第13条 補助金の交付を受けようとする者が消費税法上の課税事業者である補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第11）を第3条第1項（1）の補助事業の種類の補助事業者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に、その他の者にあっては長官に提出しなければならない。
- 2 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税

等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
- （2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- （3）補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- （4）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合。
- （5）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第4号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第5項の規定を準用する。

（状況報告及び調査）

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書（様式12）を長官に提出しなければならない。

2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

（書類等の経由）

第16条 補助事業者（補助金の交付の申請をしようとする者を含む。）が第3条第1項（1）に定める補助事業の種類の補助事業者である場合は、この要綱の規定により長官に提出すべき申請書その他の書類の提出は、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由すべきものとする。

附 則（令和6年7月11日）

この要綱は、令和6年7月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年6月5日）

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。なお、この要綱の施行前に改正前の要綱に基づき交付された補助金については、従前の例による。

〔平成31年4月1日〕
文化庁長官決定
〔令和2年4月17日〕
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和6年7月4日
令和7年6月5日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で、魅力向上による観光拠点としての更なる磨き上げのために行われる一体的な整備事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、3.（1）①②については、地方公共団体又は日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財、世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等（以下、「構成文化財等」という。）の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とし、3.（1）③については、地方公共団体又は日本遺産の構成文化財の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とし、3.（2）については、日本遺産又は日本遺産の候補地域の構成文化財の所有者若しくは管理団体等とする。

なお、日本遺産の候補地域は新規認定から3年間の地域に限る。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、（1）又は（2）に加え（3）から（5）を全て満たす事業とし、その明細は別紙1のとおりとする。

（1）活用環境整備事業

- ① 構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。
- ② 構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（建造物の新築を除く。）の整備。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。
- ③ 構成文化財を活用した滞在コンテンツの整備及び整備したコンテンツ等を活用した広報、宣伝等。

（2）構成文化財魅力向上事業

- ① 建造物（日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財）
文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

② 美術工芸品（日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財）

美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

③ 遺跡及び景観地（日本遺産若しくは日本遺産候補地域の構成文化財）

遺跡及び景観地の外観等を健全な状態に回復するための工事。ただし、高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費及び国宝重要文化財等保存・活用整備費に係るものを除く。

（３）観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村（①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村 ②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村 ③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村）であることを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていることとする。

（４）外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。

（５）Wi-Fi、多言語化、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受入環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙２のとおりとする。但し、３．（２）については、「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費国庫補助要項（令和６年４月１日文化庁長官決定）」４．（１）②及び（２）①美観向上整備事業に準拠する。

- （１）建築工事経費、設備工事経費、環境整備費
- （２）設計料及び監理料等
- （３）滞在コンテンツ整備及び広報、宣伝等

5. 補助金の額

（１）補助金の額は、補助対象経費の１／２を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の２／３を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

① 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に５％の加算を行うことができる。

② 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額

③ 協議会等に、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

④ 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

⑤ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。なお、本項目を適用する場合は③を適用しない。

⑥ 「特別重点支援地域」と認められた日本遺産に係る事業である場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。

⑦ 「重点支援地域」と認められた日本遺産に係る事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(2) 補助金の上限額は、5,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

6. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

(別紙1)

区 分	内 容
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備	電気設備若しくは衛生設備、給排水設備、展示用設備、案内・解説設備又は付属施設に必要な設備及び管理に必要な設備の整備（内装を含む。）等
構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（建造物の新築を除く。）の整備	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイダンス施設、遊歩道、物見台、管理施設（建造物の新築を除く。）又は外構（通路、柵、敷地内の舗装、植栽等）の整備 等
構成文化財を活用した滞在コンテンツの整備及び整備したコンテンツ等を活用した広報、宣伝等	体験コンテンツ整備、ガイド付きミニツアー整備、映像資料の作成・発信 等
文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事	塗装工事又は左官工事、屋根工事（葺材の部分的な葺替までとする）木工事、金具工事、建具工事 等
美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事	同左
遺跡及び景観地の外観等を健全な状態に回復するための工事	同左

(別紙2)

名 称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
観 光 拠 点 整 備 事 業	(ア)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本 工 事 費	給 与 報 酬 職員手当等	時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 連絡旅費等 指導監督旅費 会計年度任用職員を含む 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料
			共 済 費	社 会 保 険 料 〇 〇 保 険 料	
			旅 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費	
			需 用 費	費 用 弁 償 消 耗 品 費 印刷製本費 光 熱 水 料 燃 料 費 修 繕 料 〇 〇 費	
			役 務 費	保 管 料 火災保険料 通信運搬費 手 数 料 〇 〇 費	
			委 託 費	〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費	
			使用料及び賃借料	借料及び損料 〇 〇 損 料	
			工事請負費	請 負 費	
			原 材 料 費	工 事 材 料 費 加 工 材 料 費 木 材 費 石 材 費 金 属 資 材 費 〇 〇 費 雑 資 材 費	
			備品購入費		
			給 与 報 酬 職員手当等	時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当	
			共 済 費	社 会 保 険 料 〇 〇 保 険 料	
			旅 費	費 用 弁 償	
		共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費			本工事費に準ずる 本工事費に準ずる

		委 託 費	設 計 料 監 理 料 翻 訳 ・ 監 修 料	
(イ) 設計料及び監理料等	技術指導料	報 償 費 旅 費	技術指導謝金 〇 〇 謝 金 普 通 旅 費	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費 原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費
(ウ) 滞在コンテンツ整備及び広報、宣伝等	事 業 費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
		共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
		報 償 費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金	
		旅 費	普通旅費 費用弁償	会計年度任用職員を含む
		使用料及び賃借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
		役 務 費	通信運搬費 現像焼付料 振込手数料	振込手数料等
		委 託 費	〇〇委託費	
		請 負 費	請負費	
		備品購入費	備品購入費	
		原 材 料 費	〇〇費	

			需 用 費	消耗品費	
				印刷製本費	

関係法令等

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年8月27日法律第179号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接

補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項

その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

- 第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
 - 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又

は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行

う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（加算金及び延滞金）

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準する他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定める

ところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（徴収）

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

（理由の提示）

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

（財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

（立入検査等）

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければな

らない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（不当干渉等の防止）

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

（行政手続法の適用除外）

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（不服の申出）

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

（事務の実施）

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、

当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（適用除外）

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理

人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号）（抄）

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長（略）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 略

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額

に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（略）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4～5 略

（加算金の計算）

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

（延滞金の計算）

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除

した額によるものとする。

（加算金又は延滞金の免除）

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

（処分を制限する財産）

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

（不服の申出の手続）

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

○文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）（抄）

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これらに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化に振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- （１）虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間４～５年
- （２）調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間２～３年
- （３）文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（１）、（２）に準じて取り扱う。

8. 実績報告書記入例・実績報告書チェックシート

(1) 実績報告書記入例

- 実績報告書（様式第8）
- 担当者連絡先
- 事業報告書
- 収支精算書（収入の部、支出の部）
- 支出内訳明細書
- 基準表
- 領収書等貼付台紙
- 帳簿様式（出納簿）
- 協議会等概要

(2) 実績報告書必要書類等チェックシート

(3) 補助事業者等変更届